

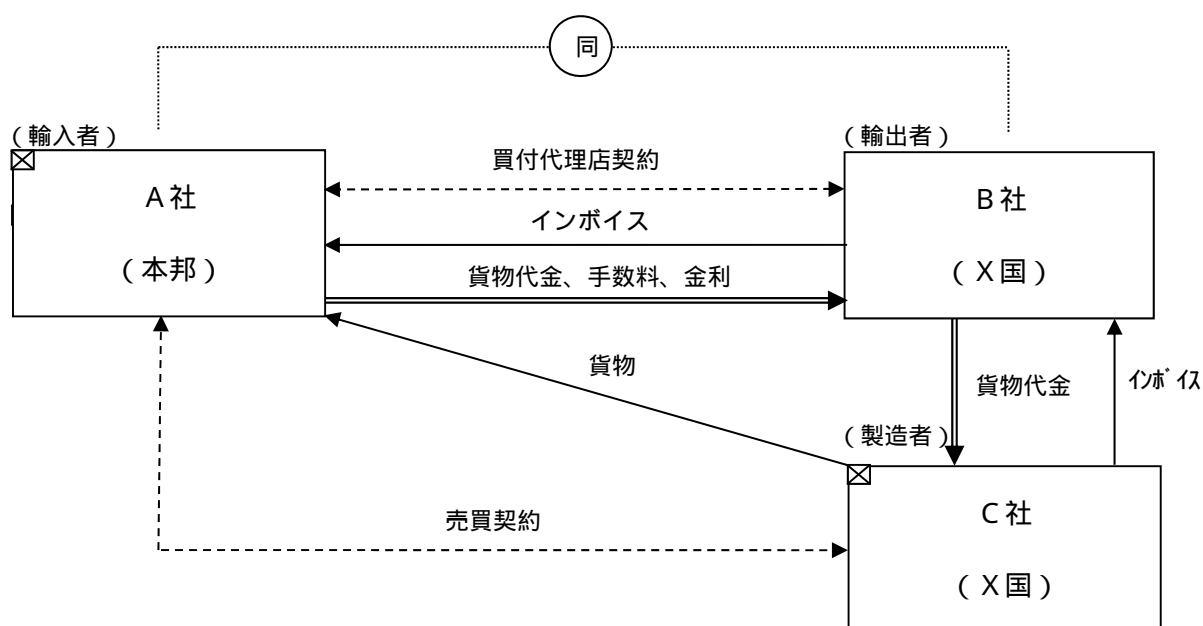
輸入貨物に係る関税評価上の取扱い等に関する照会

買手が買付けに関し買手を代理する者に対して支払う金利の取扱いについて

| 照会 | | |
|-----------|----------------------------|--|
| 照会内容等 | 輸入貨物の品名 | 冷凍野菜調整品（税表分類：第20類） |
| | 照会の趣旨 | 買手が輸出者に支払う金利は輸入貨物の課税価格に算入されるか否かについて照会するものです。 |
| | 取引の概要及び関税評価に関する照会者の見解とその理由 | 別紙1のとおり。 |
| 関係する法令条項等 | 関税定率法第4条第1項本文及び同項第2号イ | |
| 添付書類 | 照会の趣旨及びその理由等の照会事項に関する参考資料 | |

| 回答 | | | |
|-------|---|-----|----------------|
| 回答年月日 | 平成26年1月30日 | 回答者 | 横浜税関業務部首席関税評価官 |
| 回答内容 | 別紙2のとおり。 ただし、次のことを申し添えます。 (1) 回答内容は、あくまで照会に係る事実関係を前提としたものであり、具体的な事例において異なる事実がある場合や新たな事実が生じた場合には、回答内容と異なる課税関係が生ずることがあります。 (2) 回答内容は、税関としての見解であり、事前照会者の申告内容等を拘束するものではありませんのでご留意ください。 | | |

1. 取引形態図



2. 取引の概要

- (1) 輸入者であるA社(以下「買手」という。)は、製造者であるX国所在のC社(以下「売手」という。)から冷凍野菜調整品(以下「輸入貨物」という。)を輸入(購入)します。両取引当事者は特殊関係にありません。

買手は、本件取引に関して、買手と特殊関係にあり輸出者であるX国所在のB社(以下「輸出者」という。)と買付代理店契約を締結し、買付業務を委託します。

- (2) 本件取引にあたり、輸出者は買手を代理して売手と輸入貨物の規格、数量、価格等を取り決めた売買契約を締結します。

売買契約書において、買手は船積日から15日以内に輸入貨物代金を輸出者経由で売手に支払うこととなっています。また、10日以内に支払った場合には一部値引きされることとなっています。

- (3) 輸出者は、買付代理店契約に規定されている次の(a)~(f)の業務を行います。

(a)輸入貨物の買付けに関して買手の買付代理店としてその指示に基づき業務を行うこと

(b)買手に代わり輸入貨物の代金を売手に支払うこと

買手より要請がある場合には売手のインボイス等の関係書類を送付すること

(c)買付内容に応じ海上運賃、航空運賃、その他諸費用の立替を行うこと

(d)買手の要請がある場合はサンプルを収集、送付を行うこと

(e)その他、買付けにおいて必要となるサービスを提供すること

(f)市場の状況等を伝えること

- (4) 買付代理店契約において、買手は、その業務の対価として輸入貨物代金に対する百分率にて規定の手数料を輸出者に支払うこととなっています。

- (5) 輸出者は、買付代理店契約により輸入貨物代金の支払い業務を行うため、船積日から 15 日以内に輸入貨物代金を売手に支払い、買手は、船積日の 60 日後に輸入貨物代金及び手数料を輸出者に支払います。
- (6) 買手は、輸出者との取り決めにより、輸入貨物代金に手数料を加えた額に買手と輸出者との間で取り決められた率を乗じた額の金利を支払います。当該金利の率は、輸出国の標準的な市中金利の率より低くなっており、毎月変更されます。
- (7) なお、輸出者は買付けに関し買手を代理する者であり、手数料は買付けに係る業務の対価として買手により支払われる手数料であると買手は認識しています。

3 . 関税評価に対する照会者の見解

買手が輸出者に支払う金利は、買手が輸入貨物代金を輸出者に支払う際に発生するものであり、輸入貨物代金ではないため課税価格に算入されません。

【回答内容】

買手が輸出者に支払う金利は、関税定率法第4条第1項に規定する現実支払価格の一部又は同項第2号イにおける仲介料その他の手数料に該当しないため、輸入貨物の課税価格に算入されません。

【理由】

1. 関税定率法(以下「法」という。)第4条第1項において、輸入貨物の課税価格は、当該輸入貨物に係る輸入取引がされた場合において、当該輸入取引に関し買手により売手に対し又は売手のために、当該輸入貨物につき現実に支払われた又は支払われるべき価格(以下「現実支払価格」という。)に、その含まれていない限度において運賃等の額(加算要素)を加えた価格であると規定されています。

また、同項第2号イにおいて、当該輸入貨物に係る輸入取引に関し買手により負担される手数料又は費用のうち、仲介料その他の手数料(買付けに関し当該買手を代理する者に対し、当該買付けに係る業務の対価として支払われるものを除く。)が加算要素の一つとして掲げられています。

さらに、法施行令第1条の4第4号において、当該輸入貨物に係る輸入取引が延払条件付取引である場合における延払金利は、その額を明らかにすることができる場合、現実支払価格に含まない旨が規定されています。

なお、法基本通達4-1(1)において、「輸入取引」とは、本邦に拠点をもつ者が買手として貨物を本邦に到着させることを目的として売手との間で行った売買であって、現実に当該貨物が本邦に到着することとなったものをいい、通常、現実に貨物を輸入することとなる売買がこれに該当すると規定されています。

2. 本件取引において、輸出者は、買付代理店契約により、「買付けに関し買手を代理する者」となり、買手から売手に対する輸入貨物の代金を立て替える業務等を行っています。

また、買手は、売買契約書により、売手に輸入貨物の代金を15日以内に支払う必要がありますが、輸出者との取り決めにより、輸出者に輸入貨物の代金を60日以内に支払うこととなっています。

そして、買手は、上記の取り決めに基づき、「輸出者による輸入貨物の代金の立替分及び輸出者に対する買付けに係る業務の対価としての手数料」に係る60日分の金利と輸入貨物の代金を輸出者に支払っています。

3. 買手が輸出者に支払う金利は、買手が支払うべき輸入貨物の代金と輸出者への手数料の支払いを60日間、猶予してもらうことで生じるものであり、当該輸入貨物に係る輸入取引に関するものではなく、また、買手が売手に対し又は売手のために支払うものでもないため、法第4条第1項に規定する現実支払価格の一部に該当しません。

また、当該金利は、当該輸入貨物に係る輸入取引に関し買手により負担される手数料でないことから、同項第2号イに規定する仲介料その他の手数料にも該当しません。

よって、当該金利は、当該輸入貨物の課税価格に算入されません。

- 4 . なお、当該金利は、買手と輸出者との間の取り決めの中で設定されているものであり、法第4条第1項に規定する「輸入取引」に関するものではないため、法施行令第1条の4第4号に規定する延払金利には該当しません。